## 北海道告示第10687号

北海道が令和5年度において補助金等を交付する事務又は事業、補助対象経費、補助率等を次のとおり定める。

また、次の表の左欄に掲げる事務又は事業に係る補助金等の交付の決定、補助金等の額の確定その他補助金等の交付に関する権限は、それぞれ同表の補助金等の交付に関する権限の委任欄に掲げる職にある者に委任する。

令和5年4月28日

北海道知事 鈴木 直道

## (農政部所管分その9)

(農政部所管分その9)								
補助金等を交付する事 務又は事業の名称及び その目的又は趣旨	補助対象者	補助対象経費	補 助 率 等	交付申請書に添付実施すべき関係書類する	交付申請書の提出 部数、提出期限及 び 提 出 先	補助金等の交付 に関する権限の 委任	摘	要
1 農業教育高度化事業 農業大学校、農業高校等の 農業教育機関における農業教育の高度化を図るため、農業 教育カリキュラムの強化、、 際的な人材の育成に向けた海外研修、若者の就農意欲・設 起する活動、研修用機械・設 備の導入等を支援する。	市市体教民営益財団法地人合協治たを団者関関等れ営方計に産部明定の町町が育間利社団法人方、、議体め有体、、すに、及法処そ管監確めりて、といい、ではすが、一校行協法(組要農業教や種構会志務方任方方たてはすが、一校行協法(組要農業教や種構会志務方任方方たてはすが、一般法政同人地をな業経育教専成等決及法者法法規い民。 特人、一般法政同人地をな業経育教専成等決及法者法法規いる。 は、一般法政同人地をな業経育教専成等決及法者法法規いる。 は、一般法政同人地をな業経育教専成等決及法者法法規いる。 は、一般法政同人地をな業経育教専成等決及法者法法規いる。 は、一般法政同人地をな業経育教専成等決及法者法法規いる。 は、一般法政同人地をな業経育教専成等決及法者法法規いる。 は、一般法政同人地をな業経育教専成等決及法者法法規いる。 は、一般法政同人地をな業経育教専成等決及法者法法規いる。 は、一般に、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、	補助対象者が農業教育高度化事業を行う場合における当該事業に要する経費又は当該補助の対象となる経費のうち、次の取組に掲げるもの  1 農業教育機関における教育カリキュラムの強化  2 研修用農業機械又は農業設備の導入  3 農業教育機関等におけるICT環境の整備のための取組  6 国際的な農業人材育成のための取組  7 その他の取組	1. T1. T1. T2. E2. C1. T3. C1. E3. C1. E4. E2. E4. E2. E3. C2. E4. E2. E4. E3. E4. E3. E5. E3. E6. E3. E7. E3. E8. E3. E9. E3. E <t< td=""><td>  農政第14号様式   農   農政第18号様式   農政第20号様式   農政第32号様式   (申請者が市町   村である場合を</td><td>提提</td><td>総又(全体)をは、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、</td><td></td><td></td></t<>	農政第14号様式   農   農政第18号様式   農政第20号様式   農政第32号様式   (申請者が市町   村である場合を	提提	総又(全体)をは、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、		

	2 アイヌ農林漁業対策事業 アイヌ住民居住地区におけるアイヌ農林漁家の経営の改善と経済的地位の向上を図るため、予算の範囲内で補助する。	市町村	市町村がアイヌ農林漁業対策事業を行う場合又は市町村がアイヌ農林漁業対策事業を行う農林漁業者等の組織する団体等に対し当該事業費を補助する場合における当該事業に要する経費若しくは当該補助の対象となる経費のうち、次に掲げるもの1農林業生産基盤整備事業費2農林漁業経営近代化施設整備事業費3特認事業費	3分の2以内	農政第14号様式 農政第18号様式 農政第20号様式 農政第62号様式 別に指示する様 式	農政第29号様式農政第31号様式農政第62号様式	提出部数提出期限 提出 先	1別示日総興は局部にす 合局振	総合振興局長又は振興局長		
--	--	-----	--	--------	--	--------------------------	---------------	-----------------	--------------	--	--